

F-1 ビザと J-1 ビザ学生全員を対象とする米国滞在規則のオリエンテーション

F-1 ビザと J-1 ビザの学生全員が、正規授業の予定発表前の受け入れ期間(intake week)中に米国移民法のオリエンテーションを受けるようCESL では義務づけられています。遅れて開講時から参加できなかった学生には\$50.00 の中途参加費の請求があります。CESL 留学情報ページ <http://www.cesl.arizona.edu/student-services> や学生ハンドブック(Student Handbook)にも、本書内容のほか合衆国政府ウェブサイトへのリンクが掲載されています。<http://studyinthestates.dhs.gov/students> もご参照ください。

合衆国滞在ビザの有効資格を維持するためには、以下の事項に従わなければなりません。

1. 合衆国内における現住所の申告: 住所を変更したときは、引越後 10 日以内に移民局に申告しなければなりません。セッション期間中に引越するときは、CESL 101 の住所欄を変更することが法律で義務づけられています。
2. 学業成績/出席状況: 進級に失敗して同レベルのクラスを再受講するときでも、規則正しく授業に出席して勉学に励まなければなりません。欠席多数になると、手紙またはメールによる警告通知があります。それでも出席しなかった場合にはCESLにより除籍扱いとなるため、I-20/DS-2019 が失効します。I-20 が失効すると、アメリカ合衆国から即刻出国しなければなりません。失効後の猶予期間はありませぬ。

理由の如何を問わず、クラス出席を継続できない場合には CESL を退学してアメリカ合衆国から退去することになります。CESL Web ページにある退学届(withdrawal form)に記入の上、CESL 101 に提出してください。SEVIS データベース情報も失効するため、2 週間以内に合衆国を出国することになります。

3.I-20/DS-2019 の有効期間中(失効するまで)は、以下の 3 つのオプションがあります。

- a. CESLでの在学期間を延長して CESL I-20/DS-2019 を延長してもらう。I-20/DS-2019 の有効期間中にCESLに再申請すれば、セッション最終日まで新たな I-20/DS-2019 を発行してもらえます。I-20/DS-2019 の期間終了後は、CESL の判断で期間を延長することはできません。
- b. 別の学校に転校する。受講中のコースが修了する前に、次の学校の入学許可書(admission letter)と署名入りの編入届(signed transfer form)をCESLに提出してください。コース修了日から 2 営業日後に在学データを移籍します。移民局関係の書類は受講中のコースが終了してからでなければ発行されませんが、発行申請の手続きは前もって行ってください。
- c. 合衆国を出国する。コース終了後の米国滞在猶予期間は 60 日間(F-1)あるいは 30 日間(J-1)です。ただしコース終了前に中退したり、除籍処分や退学処分を受けた場合には、合衆国をただちに出国しなければなりません。

I-20/DS-2019 の効力は、当校の 8 週間プログラムを継続的に登録受講しなければ失われるため、期間の延長もできなくなります。I-20/DS-2019 の休暇期間は 5 月と 12 月のみです。

書類は常に整えておいてください。

1. I-20/DS-2019 とパスポートの期限は有効ですか。
2. 国籍によってはメキシコ入国にビザが必要となる場合もありますので、ツーソン(Tucson)のメキシコ領事館で確認してください。領事館所在地は 553 S. Stone Ave.です。ビザの要・不要の確認は、CESL では行いません。情報の確認は学生本人の責任です。
3. 入国滞在資格の確保は本人の責任です。I-20/DS-2019 が期限切れになる前に手続きしておいてください。
4. 外国旅行:合衆国をいったん出国すると、有効パスポートと有効ビザがなければ再入国はできなくなります。さらにCESL 学生課(admissions office)において I-20/DS-2019 に外国旅行許可の署名を得る必要があります。外国旅行に出る数日前に Admissions Office にパスポートと I-20/DS-2019 を持参して、必ず許可を得ておいてください。